

エコマーク商品類型No.101「かばん・スーツケースVersion1.10」認定基準書

## E.その他のかばん

(公財) 日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 認定基準制定の目的

“かばん”は、旅行や通勤・通学などで毎日のように使用される、消費者にとって非常に身近な製品である。本商品類型は、環境に配慮した材料を使用した“かばん”にエコマークを付与し、これを消費者に推奨することにより幅広い層の環境マインドを喚起し、もって国民一人ひとりの環境に配慮した行動につなげていくことを目的とする。

### 2. 適用範囲

革、繊維、合成皮革または人工皮革を合計で外面積（取っ手その他の付属品が取り付けられていない状態における外面（たれで被覆される部分を除く））の **70%以上** 使用するかばんであって、「日本標準商品分類」に基づく「袋物（ハンドバッグ、小物入れ（札入れ、がま口、名刺入れ、定期入れなど）、たばこケース、ファッションバッグ」、「旅行用かばん（スーツケースを除く）」、「事務用かばん」、「学生かばん」、「スポーツ・レジャー用かばん」、「楽器用ケース」、「光学機器・ラジオ用ケース」、「職業用かばん」、「その他のかばん」のうち、別表1に示す製品（分類A.～D.およびF.に該当する製品は除く）。

### 3. 用語の定義

エコレザー	革に関する一定の材料基準を満足し、環境への影響が少ないと認められた革材料をさす。日本のJSGラベル（実用化に向け検討中）やドイツのSGラベル、エコテックス、EU靴ラベルなどが知られている。
革	銀付き革（毛付き革を含む）および床革をいう。
銀付き革	銀付き面を有する革であって、皮膚断面構造（銀面层、網状層）を損なっておらず、鞣し加工が行われ、仕上げ・塗装膜厚が0.15mm以下であり、なおかつ断面構造の70%以上が革であるものをいう。
床革	革を層状に分割したときに生ずる肉面側の残革を再利用した革であって、革繊維構造を損なって（粉碎などして）おらず、鞣し加工が行われ、仕上げ・塗装膜厚

	が0.15mm以下であり、なおかつ断面構造の70%以上が革であるものをいう。
合成皮革	織物や編物、不織布などの基材（基布）にポリウレタン等の樹脂を含浸または表面に塗布し、外観や手触りを天然皮革の風合いに近づけたもので、基材に <u>特殊不織布以外</u> のものをを用いたもの。
人工皮革	織物や編物、不織布などの基材（基布）にポリウレタン等の樹脂を含浸または表面に塗布し、外観や手触りを天然皮革の風合いに近づけたもので、基材に <u>特殊不織布</u> を用いたもの。
特殊不織布	ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とした基材にポリウレタンまたはそれに類する可撓（かどう）性を有する高分子物質を含浸させたもの。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
長期使用設計（ロングライフデザイン）	耐久性や機能の向上によって、消費者が製品を使用できる期間を延長することで、結果として資源及び廃棄物の削減（リデュース）につながる設計。
付属品	持ち手、肩掛けベルト、キャスター、内装用品をいう。
プラスチック	単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材からなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
リサイクル	マテリアルリサイクルおよびケミカルリサイクルをいう。エネルギー回収（サーマルリサイクル）は含まない。
リサイクル繊維	プレコンシューマ素材およびポストコンシューマ素材からリサイクルされた繊維。リサイクルの方法により、反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維、その他のリサイクル繊維（故繊維から直接に撚糸、裁断、裂き織りなどによりリサイクルされた繊維）がある。
ケミカルリサイクル繊維	ナイロンまたはポリエステル素材などの合成樹脂または合成繊維の再生原料から、ポリマーを解重合して得たモノマーを原料として重合して得たポリマーからなる繊維。
ポリマーリサイクル繊維	合成樹脂または合成繊維の再生原料を、再生処理フレークまたはペレットなどを利用してポリマー構造を変えずにリサイクルした繊維。
プレコンシューマ素材	合成高分子製品や合成繊維製品を製造する工程の廃棄ルートから発生した廃棄物。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。（繊維については同一工程でなければ、同一の工場内でリサイクルされるものは認める）

ポストコンシューマ素材	使用後に廃棄されたPETボトルなどの合成高分子製品や合成繊維製品。使用済みの梱包材料を含む。
バイオマス	もともと、生態学で生物(bio)の量(mass)を示す用語である。本認定基準では、化石燃料を除く、動植物に由来する有機物である資源のことをいう。
バイオマス合成繊維	バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維。
バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するバイオベース合成ポリマーからなるプラスチックで、原料として植物を使用するプラスチックは、植物由来プラスチックともいう。ポリエチレン(PE)、ポリエチレンテレフタレート(PET)、ポリ乳酸(PLA)、およびポリトリメチレンテレフタレート(PTT)などがある。 ※ISO16620-2またはASTM D6866 に規定される14C法によるバイオベース炭素含有率が確認できるもの。
バイオベース合成ポリマー含有率	製品（または認定の基準で指定する部分）に占めるバイオマス合成繊維に含まれるバイオマス原料分の比率。ISO 16620-1 3.1.5に定義されるbiobased synthetic polymer contentを指す(原文 biobased synthetic polymer content : amount of biobased synthetic polymer present in the product)。

#### 4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

なお、(社)日本皮革産業連合会が運営するJESラベルの認定を受けた革材料は、該当する基準項目のうち4-1.(3)および(8)～(13)の証明方法は、JESラベルの認定証の写しなどを提出することで証明に代えることができる。

##### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

###### 4-1-1.環境に関する共通基準と証明方法

(1)製品は、別表2「長期使用設計チェックリスト」において、10ポイント以上の項目に適合すること。

###### 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。および別表2「長期使用設計チェックリスト」へ必要事項を記入し、必要な添付資料を添えて、提出すること。

(2)申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連

する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

#### 【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)
  - 1)工場が立地している地域に係る環境法規等の一覧
  - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
  - 3)記録文書の保管について定めたもの
  - 4)再発防止策(今後の予防策)
  - 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(3)製品のホルムアルデヒドの含有は、対象製品ごとに表1の基準値に適合すること。

表1 ホルムアルデヒドの含有基準

物質名	対象製品			試験方法
	乳幼児 (24ヶ月* <sup>1</sup> 未満)	成人 (皮膚接触* <sup>2</sup> )	成人 (その他)	
ホルムアル デヒド	検出せず (革は 16mg/kg以 下)	75mg/kg 以下	300mg/kg 以下	厚生省令第34 号 IUC19 JIS L1041 ISO17226-1,2

\*1…革の場合は、「24ヶ月」を「36ヶ月」に読み替えて適用する。

\*2…直接肌に触れる可能性の高い製品

#### 【証明方法】

製品のホルムアルデヒドの含有について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。

- (4) 製品は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチック(本項では、繊維としての樹脂を含む)を使用していないこと。

**【証明方法】**

製品について、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックの使用の有無を付属証明書に記載すること。

- (5) 包装に使用されるプラスチック材は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを使用していないこと。なお、製品の包装とは、最終消費者に対する1販売単位をさす。

**【証明方法】**

包装について、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックの使用の有無を付属証明書に記載すること。

- (6) 申込者は、エコマーク認定製品の長期使用のための体制を整備していること。体制の整備として、以下の要件を満たすこと。

- ・ 製品は機能回復のための修理（把手、ファスナー、裏地などの補修や交換など）が可能であり、申込製品の生産中止後、最低5年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うこと。また、その情報提供を行っていること。
- ・ ボタンなど付属品の交換システム（交換サービスは除く）が整っていること。また、その情報提供を行っていること。

**【証明方法】**

以下の内容をユーザに情報提供する文書（取扱説明書、カタログなど）を提出すること。

- ・ 申込者が発行する、申込製品の生産中止後、最低5年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うこと
- ・ ボタンなど付属品の交換システム（交換サービスは除く）が整っていること

- (7) 把手、ファスナー、肩掛けベルト部分に金属（鍍金を含む）を使用する製品は、使用する金属の種類および金属アレルギーに関する情報を取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットなどに記載していること。

**【証明方法】**

上記の情報を記載した該当部分（写しでも可）を提出すること。

記載例；「この製品は、把手部分に金属を使用しています。金属は、体質に

よっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがありますので、異常を感じたらご使用をおやめください（持ち手部分：チタン製）」

#### 4-1-2.材料に関する基準と証明方法

革、繊維、合成皮革、人工皮革、それぞれの材料を占有率が大きいものから順に合計し、製品の外面積（取っ手その他の付属品が取り付けられていない状態における外面（たれで被覆される部分を除く））の70%以上を構成する材料について、以下の材料に関する基準A.～C.をそれぞれ適用する。

##### A.革材料

- (8) 製品に使用する革材料は、牛革または豚革、羊革、馬革または山羊革であって、かつ、肉（食料）の副産物であること。

##### 【証明方法】

革材料については、製革業者が発行する原料供給証明書を添付すること。また、製品外面積、革面積、革以外の面積を付属証明書に記載すること。

- (9) 製品は、カビ・魚・石油・芳香剤などの異常臭がないこと。「異常臭がない」とは、5段階官能パネル法（ドイツ工業品標準規格DIN10955またはスイス国家規格SNV195651）に従って測定した臭気試験の結果が等級3以下であることとする。

##### 【証明方法】

製品または革材料からの臭気について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。

- (10) 製品に使用する革材料からの重金属の溶出は、対象製品ごとに表2の基準値に適合すること。

表2 重金属の溶出基準

物質名	対象製品		試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)	
鉛	0.8mg/kg以下	0.8mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
カドミウム	0.1mg/kg以下	0.1mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
水銀	0.02mg/kg以下	0.02mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
ニッケル	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
コバルト	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
六価クロム	検出しないこと	検出しないこと	IUC18 ISO17075

総クロム	50mg/kg以下	200mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
------	-----------	------------	-----------------------

**【証明方法】**

革材料からの重金属の溶出について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。なお、同一処方（同一工程、使用薬品）で色のみが異なる場合、色材に関係する鉛、カドミウム、コバルト、クロムについては色ごとに試験を行うものとする。エンボスやプリーツ加工を行う場合、加工ごとに試験を行うものとする。

- (11) 製品に使用する革材料からのペンタクロロフェノール(PCP)の溶出は、対象製品ごとに表3の基準値に適合すること。

表3 ペンタクロロフェノール(PCP)の溶出基準

物質名	対象製品		試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)	
ペンタクロロフェノール(PCP)	0.05mg/kg以下	0.5mg/kg以下	IULTCS-IUC25

**【証明方法】**

革材料からのペンタクロロフェノール(PCP)の溶出について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。

- (12) 製品に使用する革材料は、別表3の①に定めるアゾ系色素の分解により生成する発癌性芳香族アミンの溶出が、表4に示す基準値に適合すること。また、別表3の②に定める発癌性染料を処方構成成分として添加していないこと。

表4 発癌性芳香族アミンの溶出基準

物質名	基準値	試験方法
発癌性芳香族アミン	検出せず	ISO17234-1 ISO17234-2

**【証明方法】**

革材料の発癌性芳香族アミンの溶出について、第三者試験機関による試験結果を提出すること。また、革材料に発癌性染料を処方構成成分として添加していないことについて、製革業者が発行する証明書を提出すること。

- (13) 製品に使用する革材料の染色堅ろう度は、表5に定める革材料の仕上げ種類および色濃度ごとの基準値に適合すること。

表5 染色堅ろう度の基準

	乾燥試験	湿潤試験	試験方法
顔料仕上げ革	3-4級	2-3級	ISO11640 /IUF450
ナチュラル仕上げ淡色革	3-4級	2-3級	
ナチュラル仕上げ濃色革	2-3級	2級	

## 【証明方法】

革材料の染色堅ろう度について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。なお、同一処方（同一工程、使用薬品）で色のみが異なる場合、色ごとに試験を行うものとする。

## B. 繊維材料

(14) 製品の各種加工（防かび、蛍光増白、難燃、柔軟、衛生、抗菌、製品漂白）について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないよう十分配慮し、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。また、表6の基準値に適合すること。

抗菌剤を使用する場合は、一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマークなどの認証を受けていること。

表6 繊維製品加工剤の基準

物質名	基準値	試験方法	対象製品
有機水銀化合物 トリフェニルすず化合物 トリブチルスズ化合物	検出されないこと	厚生省令34号	防かび剤が使用されている製品
ディルドリン DTTB	30ppm以下	厚生省令34号 OekoTex	毛製品、防虫加工剤が使用されている製品
APO TDBPP ビス(2・3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物	検出されないこと	厚生省令34号	防炎剤、難燃加工剤が使用されている製品
PFOS PFOA	1 $\mu$ g/m <sup>2</sup> 以下	CEN/TS15968:2010 ISO25101 OekoTex	フッ素系撥水剤、はっ油剤、防汚加工剤が使用されている製品
DEHP/ DBP/ BBP/ DNOP/ DINP/ DIDP	0.1wt%以下	EN15777:2009 厚生省告示370号 OekoTex	乳幼児用製品でプリントがされている製品

## 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、申込者または製造事



業者は製品の加工の有無などを記載した証明書を提出すること。対象となる種類の加工あるいは薬剤が使用されている場合には、表6の対象物質の不使用を確認できる安全データシート、または試験結果などの証明書類を提出すること。抗菌剤を使用する場合は、SEKマークなどの認証を受けていることを示す書類を提出すること。

- (15) 製品に使用する染料、顔料において、別表4の①、②、③に定める染料・顔料、およびクロムを処方構成成分として添加していないこと。

**【証明方法】**

本項目への適合を付属証明書に記載すること。染色工場（原着、プリント含む）による当該物質の不使用証明書、あるいは試験結果を提出すること。「繊維製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準（日本繊維産業連盟）」に準拠し、小付属を除く全ての繊維材料について、サプライチェーンの各段階において別表3の①、②、③に定める染料・顔料およびクロムの不使用を不使用宣言または試験結果などの書面により確認し、トレーサビリティを明確にして管理を行っている場合は、申込者または製造事業者による管理方法を説明する証明書（確認書類のサンプルを含む）でもよい。

**C.合成皮革または人工皮革材料**

- (16) 製造にあたって、別表5に掲げる特定フロン（CFC5種）、その他のCFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン（HCFC）を使用しないこと。

**【証明方法】**

最終製造工場は、上記の物質を使用していないことの証明書を提出すること。

- (17) プラスチック添加物は、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従うこと。ただし、色材または食品用器具・容器包装用途以外でポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物を使用する場合には、その色材または添加剤がISO 8124 - 3、または法令もしくは業界自主基準などに定める要件を満たすことでもよい。

**【証明方法】**

プラスチック材料に使用する色材、および可塑剤、安定剤、滑剤などのプラスチック添加剤が、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従っていることの証明書を提出すること。色材およびポジティブリスト

に挙げられていないプラスチック添加物については、ISO 8124-3または法令もしくは業界自主基準などに定める要件を満たすことの試験結果などを提出すること。

- (18) プラスチック材料の処方構成成分としてカドミウム (Cd)、鉛 (Pb)、六価クロム (Cr<sup>6+</sup>)、水銀 (Hg) およびそれらの化合物を添加しないこと。

**【証明方法】**

申込者は、製品の製造において、該当する化学物質が処方構成成分として添加していないことを示す証明書を提出すること。

- (19) プラスチック材料の処方構成成分としてIARC によって1、2A、2B に分類されている物質を添加しないこと。ただし、製造工程において、重合反応によりポリマーを形成させる用途で使用される化学物質（塩化ビニルモノマー、スチレンなど）を除く。

**【証明方法】**

申込者は、申し込み商品が本基準項目に該当するかどうかを付属証明書に記載し、該当する場合は、製品の製造において、各基準項目に定める化学物質が処方構成成分として添加していないことを示す証明書を提出すること。

#### 4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (20) 製品の品質については、業界の自主的な規格などに適合していること。

**【証明方法】**

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていること、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

#### 5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)は別表1に示す対象製品毎で、かつ、ブランド名毎とする。製品の大小および色調による区分は行わない。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- \* ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- \* 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。  
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「[www.ecomark.jp](http://www.ecomark.jp)」、「Eco Mark Certificate」
- \* 環境省「環境表示ガイドライン」(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- \* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。  
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2007年8月27日	制定 (Version1.0)
2008年8月21日	改定 (4-1(8)環境法規遵守基準 Version1.1)
2009年4月28日	改定 (革に関する試験方法の追記 Version1.2)
2010年3月15日	改定 (用語の定義、革に関する試験方法など Version1.3)
2011年3月1日	改定 (マーク表示方法について Version1.4)
2011年11月1日	改定 (革に関する試験方法の変更 Version1.5)
2012年7月13日	改定 (5.(3)(4)削除 Version1.6)
2016年4月1日	改定 (革に関する証明方法の変更 Version1.7) 有効期限の延長
2017年4月1日	改定 (分類B～Eの改定 Version1.8)
2017年9月1日	改定 (マーク表示方法、分類B・C・EにおけるPFOA基準値の改定 Version1.9)
2019年4月1日	改定 (マーク表示方法)
2021年3月1日	有効期限の延長
2023年2月1日	改定 (植物由来の用語の変更、バイオマスプラスチック・バイオマス合成繊維の対象樹脂の拡大、プラスチック添加物・ハロゲン・抗菌剤に関する基準の統一化等 Version1.10)
2027年8月31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表1 対象製品リスト

分類	各分類に該当する製品 (日本標準商品分類分類番号)
袋物	
ハンドバッグ * 1	ガラス製ハンドバッグ (79515) * 20 金属製ハンドバッグ (79516) その他のハンドバッグ (79519)
小物入れ * 2	その他の小物入れ (79529)
たばこケース	タバコケース (8132)
ファッションバッグ * 3	ガラスビーズ製ファッションバッグ (79545) その他のファッションバッグ (79549) * 21
その他の袋物	その他の袋物 (7959)
旅行用かばん	
トランク * 4	金属製トランク (796122) その他のトランク (796129)
ボストンバッグ * 5	その他のボストンバッグ (796139) * 5
トレインケース	その他のトレインケース (796149) * 22
ショルダーバッグ * 6	その他のショルダーバッグ (796159) * 23
タウンバッグ * 7	その他のタウンバッグ (796169)
事務用かばん	
ブリーフケース * 8	その他のブリーフケース (796219)
書類入れかばん * 9	その他の書類入れかばん (796229)
システムケース	その他のシステムケース (796249)
メンズバッグ	その他のメンズバッグ (796259)
その他の事務用かばん	その他の事務用かばん (79629)
学生かばん	
手提げかばん * 10	その他の手提げかばん (796319)
肩掛かばん	その他の肩掛かばん (796329)
ランドセル	その他のランドセル (796339)
幼児用かばん	その他の幼児用かばん (796349)
うわばき入れ	その他のうわばき入れ (796359)
スポーツ・レジャー用かばん	
キャディバッグ * 11	その他のキャディバッグ (796419)
ボウリングバッグ・ケース	その他のボウリングバッグ・ケース (796429)
スキーケース・バッグ * 12	その他のスキーケース・バッグ (796439)
ラケットケース・バッグ * 13	その他のラケットケース・バッグ (796449)
リュックサック * 14	その他のリュックサック (796459)
フィッシングバッグ * 15	その他のフィッシングバッグ (796469)
アイスバッグ	その他のアイスバッグ (796479)
銃ケース * 16	その他の銃ケース (7964919)
その他のスポーツ・レジャー用かばん	他に分類されないその他のスポーツ・レジャー用かばん (796499)
楽器用ケース	
管楽器ケース	その他の管楽器ケース (796519)
弦楽器ケース	その他の弦楽器ケース (796529)
打楽器ケース	その他の打楽器ケース (796539)
楽譜入れケース	その他の楽譜入れケース (796549)

分類	各分類に該当する製品 (日本標準商品分類分類番号)
光学機器・ラジオ用ケース	
ギャジットバッグ * 17	その他のギャジットバッグ (796619)
双眼鏡ケース * 18	その他の双眼鏡ケース (796629)
卓上電子計算機用・テープレコーダ用ケース	その他の卓上電子計算機用・テープレコーダ用 ケース (796639)
ラジオ用ケース	その他のラジオ用ケース (796649)
職業用かばん	
工具用ケース * 19	金属製工具用ケース (796712) その他の工具用ケース (796719)
ドクターバッグ	その他のドクターバッグ (796729)
図のう	その他の図のう (796739)
車掌用かばん	その他の車掌用かばん (796749)
その他のかばん	
バスケット	その他のバスケット (796919)
宝石入れケース	その他の宝石入れケース (796929)
ネクタイケース	その他のネクタイケース (796939)
キーケース	その他のキーケース (796949)
ハットケース	その他のハットケース (796959)
他に分類されないかばん	他に分類されないかばん (79699)

- \* 1 ショルダーバッグ、クラッチバッグ及びポシェットを含む)
- \* 2 札入れ、がま口、名刺入れ、定期入れなど
- \* 3 フットロッカー及びキャビントランクを含む
- \* 4 ゴルフバッグを含む
- \* 5 エアバッグを含む
- \* 6 トートバッグ、カジュアルバッグ、ビーチバッグ、ミニチュアバッグ及びバニティバ  
ッグを含む
- \* 7 ダレスケース、エレガントケース及びミッチケースを含む
- \* 8 ハンディケース、スピードケース及び引手ポートフォリオを含む
- \* 9 二本手を含む
- \* 10 クラブヘッドカバーを含む
- \* 11 スケートバッグを含む
- \* 12 バットケース及びボールバッグを含む
- \* 13 ナップサック、ボンサック及び狩猟用リュックサックを含む
- \* 14 釣竿ケースを含む
- \* 15 狩猟用を含む
- \* 16 カメラケースを含む
- \* 17 顕微鏡ケース及び望遠鏡ケースを含む
- \* 18 部品用ケースを含む
- \* 19 化粧ケースを含む
- \* 20 人造真珠及びガラスビーズハンドバッグを含む
- \* 21 紙製ショッピングバッグを除く)
- \* 22 化粧ケースを含む
- \* 23 エアバッグを含む

別表2 長期使用設計チェックリスト

101V1基準E

チェック項目設定の考え方は、「解説」B-1項(5ページ)を参照ください

分類	No.	要求	対象	実現	獲得ポイント数	添付資料	ねらい
構造と縫製	1	本体のまとめの縫製は二度縫いがされているか。	本体部分	はい / いいえ	1	なし	糸のほつれ防止
	2	特に力が掛かりやすい部分は二度縫い、バータック加工(棒状の補強縫製)、並縫いの途中の返し針、鋸・カシメ・リベット止めなどの補強がされているか。	把手やショルダーの付け根部分、ポケット部分	はい / いいえ	1	本書類に補強の内容を記入( )	糸のほつれ防止
	3	縫合部の生地は、裁断面が表に出ないような縫製がされているか、あるいは縁を縫い付ける、パイピングを行うなどのほつれ防止対策がされているか。	本体の縫合部	はい / いいえ	1	本書類に対策の内容を記入( )	糸のほつれ防止
	4	裏地の取付箇所は、補強縫製がされているか。	本体裏地の取付箇所	はい / いいえ	1	本書類に対策の内容を記入( )	糸のほつれ防止
	5	ファスナーの取替え(縫い直し)を前提に設計がされているか。	本体のファスナー開口部	はい / いいえ	1	なし	修理の容易化
	6	磨耗しやすい部分は、他の部分より丈夫な生地を用いる、補強部材でガードするなどの対策がされているか。	本体部分(かど)、把手	はい / いいえ	1	本書類に対策の内容を記入( )	長期使用の促進
	7	製造事業者(製品企画者を含む)は、申込製品の企画段階からフィールドテストを行い、不具合が発生しないか、不具合が出た箇所について対策を行ったか。	製品全体	はい / いいえ	1	なし	長期使用の促進
	8	製造事業者(製品企画者を含む)は、高温・多湿などの過酷な条件下において、申込製品の耐久性試験を行ったか。	製品全体	はい / いいえ	1	なし	長期使用の促進
	9	縫い目から生地が破断してしまわないよう、生地の材質に応じて、適正な縫い目のピッチ(間隔)で縫製を行ったか。	製品全体	はい / いいえ	1	なし	長期使用の促進
材料の選択	10	表地の[x]%以上にリサイクル繊維、または再生プラスチックを使用しているか。	製品全体(表地)	X ≥ 50	3	製品質量割合証明書(記入表101-18A)および原料供給証明書(記入表101-5)	環境負荷低減効果
				X ≥ 40	2		
				X ≥ 20	1		
	11	表地の[x]%以上にバイオマス合成繊維、またはバイオマスプラスチックを使用し、バイオベース合成ポリマー含有率が[y]%以上であるか。	製品全体(表地)	X ≥ 25 かつ Y ≥ 10	3	製品質量割合証明書(記入表101-18C)、原料供給証明書(記入表101-8)、 <u>記入表101-9(a)</u> 、 <u>記入表101-9(c)</u> 。 ※エコマークで認定事例のないバイオマスプラスチックやバイオマス原料の場合: <u>記入表101-9(b)</u>	環境負荷低減効果
	12	ファスナーは、JIS S3015の強度規格を満足するものを採用しているか。	ファスナー	はい / いいえ	1	採用するファスナーがJIS規格に適合していることを証明する試験結果(JIS認定工場の写しでも可)	長期使用の促進
	13	ファスナーは、スライダーの交換が可能なものを採用しているか。	ファスナー	はい / いいえ	1	なし	修理の容易化
	14	縫製糸は、ナイロン糸や、番手の太いもの(20番以上)を採用しているか。	製品全体(主要部分)	はい / いいえ	1	なし	長期使用の促進
	15	生地は、たて糸・よこ糸の太さが太いものや、強撚糸ナイロン、アラミド繊維ナイロン(パルスティックナイロン)など強度に優れたものを採用しているか。	製品全体(主要部分)	はい / いいえ	1	本書類に選択した材料を記入( )	長期使用の促進
16	生地は、JIS L0849にもとづく摩擦染色堅牢度が乾燥・湿潤ともに3級以上のものを採用しているか。	製品全体(主要部分)	はい / いいえ	1	JIS L0849にもとづく試験結果(写しでも可)	長期使用の促進	
17	金具同士が擦れ合う箇所は、摩擦に強い金属(鉄など)を採用しているか。	肩ひもの取り付けフック部分など	はい / いいえ	1	本書類に選択した材料を記入( )	長期使用の促進	
長期使用化	18	1年間以上(ランドセルについては、6年間以上)の長期保証制度が用意されているか。なお、長期保証制度は、保証開始日と保証期間、ならびに保証内容(保証対象となる部分、請求できる内容(修補請求など))を明確にしていることを条件とする。	製品全体	はい / いいえ	3	製品の長期保証制度の概要を説明する資料(品質保証書など)	長期使用の促進

合計

ポイント ⇒

判定:

適合・不適合

\*10ポイント以上を適合と判定する

## 別表3

## 使用が禁止される染料リスト（革）

## ① 発癌性芳香族アミン

CAS No	名称
92-67-1	4-Aminobiphenyl
92-87-5	Benzidine
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine
91-59-8	2-Naphthylamine
97-56-3	o-Aminoazotoluene
99-55-8	2-Amino-4-nitrotoluene
106-47-8	4-Chloroaniline
615-05-4	2,4-Diaminoanisole
101-77-9	4,4'-Diaminodiphenylmethane
91-94-1	3,3-Dichlorbenzidine
119-90-4	o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine
119-93-7	o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine
838-88-0	4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane
120-71-8	p-Cresidine
101-14-4	4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane
101-80-4	4,4'-Diaminodiphenyl ether
139-65-1	4,4'-Diaminodiphenyl sulfide
95-53-4	o-Toluidine
95-80-7	2,4-Diaminotoluene
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline
90-04-0	o-Anisidine
95-68-1	2,4-Xylidine
87-62-7	2,6-Xylidine
60-09-3	4-Aminoazobenzene

## ② 発癌性染料5種

CAS No	名称
569-61-9	C.I. BASIC RED 9
3761-53-3	C.I. ACID RED 26
6459-94-5	C.I. ACID RED 114
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38

## 別表4

## 使用が禁止される染料リスト（繊維）

- ①分解して下記の発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料  
 （IS L 1940-1 およびJIS L 1940-3（ISO24362-1、ISO24362-3、あるいはEN 14362-1、EN14362-2）より下記の芳香族アミンの検出値が  
 30mg/kgを超えて検出されるもの）

CAS No	名称
92-67-1	4-aminobiphenyl
92-87-5	Benzidine
95-69-2	4-chloro-o-toluidine
91-59-8	2-naphthylamine
97-56-3	o-aminoazotoluene
99-55-8	2-amino-4-nitrotoluene
106-47-8	4-chloroaniline
615-05-4	2,4-diaminoanisole
101-77-9	4,4'-diaminodiphenylmethane
91-94-1	3,3-dichlorbenzidine
119-90-4	o-dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine
119-93-7	o-tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine
838-88-0	4,4'-diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane
120-71-8	p-cresidine
101-14-4	4,4'-diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane
101-80-4	4,4'-diaminodiphenylether
139-65-1	4,4'-diaminodiphenylsulfide
95-53-4	o-toluidine
95-80-7	2,4-diaminotoluene
137-17-7	2,4,5-trimethylaniline
90-04-0	o-anisidine
95-68-1	2,4-xylidine
87-62-7	2,6-xylidine
60-09-3	4amino-azo-benzene

## ② 発癌性染料

CAS No	C.I.	
569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
632-99-5	C.I. BASIC VIOLET14	
82-28-0	C.I. DISPERSE ORANGE11	

## ③ 皮膚感作性染料

2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35	
	C.I. DISPERSE BLUE 106	
	C.I. DISPERSE BLUE 124	
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005
	C.I. DISPERSE ORANGE 37	



2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305
	C.I. DISPERSE BLUE 102	
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080
	C.I. DISPERSE ORANGE 76	
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375
	C.I. DISPERSE YELLOW 39	
	C.I. DISPERSE YELLOW 49	
	C.I. DISPERSE BROWN1	

別表5

特定フロン (CFC5種)	トリクロロフルオロメタン
	ジクロロジフルオロメタン
	トリクロロトリフルオロエタン
	ジクロロテトラフルオロエタン
	クロロペンタフルオロエタン
その他のCFC	クロロトリフルオロメタン
	ペンタクロロフルオロエタン
	テトラクロロジフルオロエタン
	ヘプタクロロフルオロプロパン
	ヘキサクロロジフルオロプロパン
	ペンタクロロトリフルオロプロパン
	テトラクロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロペンタフルオロプロパン
	ジクロロヘキサフルオロプロパン
	クロロヘプタフルオロプロパン
	四塩化炭素
	1,1,1-トリクロロエタン
代替フロン (HCFC)	ジクロロフルオロメタン
	クロロジフルオロメタン
	クロロフルオロメタン
	テトラクロロフルオロエタン
	トリクロロジフルオロエタン
	ジクロロトリフルオロエタン
	クロロテトラフルオロエタン
	トリクロロフルオロエタン
	ジクロロジフルオロエタン
	クロロトリフルオロエタン
	ジクロロフルオロエタン
	クロロジフルオロエタン
	クロロフルオロエタン
	ヘキサクロロフルオロプロパン
	ペンタクロロジフルオロプロパン
	テトラクロロトリフルオロプロパン
	トリクロロテトラフルオロプロパン
	ジクロロペンタフルオロプロパン
	クロロヘキサフルオロプロパン
	ペンタクロロフルオロプロパン
	テトラクロロジフルオロプロパン
	トリクロロトリフルオロプロパン
	ジクロロテトラフルオロプロパン
	クロロペンタフルオロプロパン
	テトラクロロフルオロプロパン
	トリクロロジフルオロプロパン
	ジクロロトリフルオロプロパン
	クロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロフルオロプロパン
	ジクロロジフルオロプロパン
	クロロトリフルオロプロパン
	ジクロロフルオロプロパン
	クロロジフルオロプロパン
クロロフルオロプロパン	